

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和7年8月6日（令和7年（行情）諮問第895号）及び同年12月2日（同第1369号）

答申日：令和8年5月1日（令和8年度（行情）答申第86号及び同第88号）

事件名：e-Gov文書管理において特定の名称で管理されている文書の不開示決定に関する件
e-Gov文書管理において特定の名称で管理されている文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる21文書（以下、順に「文書1」ないし「文書21」といい、文書1を「本件対象文書1」といい、文書2ないし文書21を併せて「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした各決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年4月22日付け情報公開第00186号（以下「原処分1」という。）及び同年9月30日付け情報公開第01343号（以下「原処分2」といい、原処分1と併せて「原処分」という。）により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求書1（原処分1に係るもの）

原処分1を取り消し、本件不開示部分を開示するとの処分を求める。

原処分1に係る開示決定通知書において処分庁である外務省は、当該文書の不開示を決定した。外務省は、不開示理由を法5条2号、3号に規定する「特定の団体とのやりとり及び右に関する政府の対応についての内部検討に関する情報であり、公にすることにより、当該団体の正当な利益を害する及び、他国との信頼関係を損なうおそれがある」ため不開示とした、と主張している。

処分庁が主張する非公開事由には、法5条2号、3号に該当せず違法である。なお、そもそも文書に記載されている情報の性質が明らかにされておらず、処分庁の弁明書をまっぴらに違法事由を具体的に主張する予定である。

イ 審査請求書2（原処分2に係るもの）

上記アと同旨。ただし、「原処分1」とあるのを、「原処分2」と読み替える。

(2) 意見書

ア 意見書1（原処分1に係るもの）

「法に基づく不開示決定の取消訴訟において、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていることについては、一般に被告が主張立証責任を負うものと解され、具体的には、対象文書中の不開示部分に、一般的・類型的にどのような情報が記録されているかを明らかにした上で、当該情報が不開示情報に該当すると判断する理由について、対象文書を実際に見分することができない裁判所や原告にも理解可能な形で、できる限り具体的に主張立証すべきものである。」（最判令和7年6月3日・林道晴裁判官補足意見）。

この理は、不開示決定の審査請求においても等しく妥当する。また、上記最判は、法5条3号の不開示事由が争われた事案であって、上記の趣旨は、不開示事由の如何を問わず妥当するものといえる。

外務省は、本件対象文書に「一般的・類型的にどのような情報を記録されているか」を明らかにせず、「当該情報が不開示情報に該当すると判断する理由」も主張立証しない。したがって、外務省は、本件対象文書1について不開示情報が記録されていることについて主張立証をしないのであるから、原処分1が違法であることは明らかであり、原処分1はすみやかに取り消されるべきである。

イ 意見書2（原処分2に係るもの）

上記アと同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分2」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書2」とそれぞれ読み替える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書1（原処分1に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和7年2月21日付けで受理した審査請求人からの別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、本件対象文書1を特定し、不開示とする決定を行った（原処分1）。

これに対し、審査請求人は、令和7年7月4日付けで原処分1を取り消し、本件不開示部分を開示するとの処分を求める審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、本件対象文書1である。

(3) 原処分1について

審査請求人からの開示請求を受け、本件対象文書1を特定し、法5条2号および3号により不開示とする決定を行った。

(4) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人によれば、原処分1における非公開事由は法5条2号、3号に該当せず違法であり、また、文書に記載されている情報の性質が明らかにされておらず、処分庁の弁明書をまっけてさらに違法事由を具体的に主張する予定とのことである。

イ しかしながら、上記(3)のとおり、本件対象文書1の法5条該当性を十分に検討した結果、法5条の各号に該当する部分を不開示としたものであり、審査請求人の主張には理由がない。また、「文書に記載されている情報の性質が明らかにされておらず」と審査請求人は主張しているが、情報の性質を明らかにすることに伴う不利益が生じるおそれがあるが故に不開示としているのであり、審査請求人の主張には理由がない。

(5) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分1を維持することが妥当であると判断する。

2 理由説明書2（原処分2に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和7年2月21日付けで受理した審査請求人からの本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書2を特定し、不開示とする決定を行った（原処分2）。

これに対し、審査請求人は、令和7年10月31日付けで原処分2を取り消し、本件不開示部分を開示するとの処分を求める審査請求を行った。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、本件対象文書2である。

(3) 原処分2について

審査請求人からの開示請求を受け、本件対象文書2を特定し、法5条2号および3号により不開示とする決定を行った。

(4) 審査請求人の主張について

上記1(4)と同旨。ただし、「原処分1」とあるのを「原処分2」、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書2」とそれぞれ読み替える。

(5) 上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分2を維持することが妥

当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------------------|
| ① | 令和7年8月6日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第895号） |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書1を収受（同上） |
| ③ | 同年9月8日 | 審議（同上） |
| ④ | 同月16日 | 審査請求人から意見書1を収受（同上） |
| ⑤ | 同年12月2日 | 諮問の受理（令和7年（行情）諮問第1369号） |
| ⑥ | 同日 | 諮問庁から理由説明書2を収受（同上） |
| ⑦ | 令和8年1月13日 | 審議（同上） |
| ⑧ | 同月15日 | 審査請求人から意見書2を収受（同上） |
| ⑨ | 同年4月2日 | 本件対象文書の見分及び審議（令和7年（行情）諮問第895号及び同第1369号） |
| ⑩ | 同月22日 | 令和7年（行情）諮問第895号及び同第1369号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を法5条2号及び3号に該当するとしてそれぞれ不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めるとともに、理由の提示が違法である旨主張していると解されるどころ、諮問庁は、原処分は適法かつ妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 開示請求に係る行政文書の全部を開示しないときには、法9条2項に基づき当該決定をした旨の通知をしなければならず、この通知を行う際には行政手続法8条1項に基づく理由の提示を書面で行うことが必要である。この理由提示の制度の趣旨は、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立て等に便宜を与える趣旨から設けられているものであり、理由の提示に瑕疵がある場合、当該処分は違法であり、取り消すべきものとなる。

(2) 当審査会において、本件開示請求に係る行政文書開示決定等通知書

を確認したところ、「不開示理由一覧」には、別表のとおり記載されており、なぜ不開示部分が法5条2号及び3号に該当するのか、開示した場合にどのような支障が生ずるのか等、不開示情報に該当するとする具体的な根拠が明らかではない。

- (3) 加えて、原処分2に係る行政文書開示決定等通知書を確認したところ、「不開示理由一覧」の「不開示とした部分」には「文書2ないし文書21（本件対象文書2）」と記載すべきであるが、「文書1（本件対象文書1）」と記載されており、本件対象文書2の不開示理由が欠落していると認められる。
- (4) かかる記載は、処分庁がどの文書がどのような理由で法5条2号及び3号の不開示情報に該当すると判断されるのかといった事柄が当該開示決定等通知書の記載から了知できるものとは認められない。
- (5) したがって、原処分は、処分庁の判断の慎重・合理性を疑わせるものであり、不服申立て等を行うに当たって、具体的効果的な主張をすることを困難にさせているものであるから、理由の提示の要件を欠くといわざるを得ず、法9条2項の趣旨及び行政手続法8条1項に照らして違法であるので、取り消すべきである。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条2号及び3号に該当するとして不開示とした各決定については、理由の提示に不備がある違法なものであり、取り消すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

e-Gov文書管理データベースにおいて「令和4年度日本NGO連携無償資金協力 ミャンマー（少数民族支援）特定財団」の文書名で管理されているすべての資料。

2 本件対象文書

(1) 本件対象文書1（原処分1で特定された文書）

文書1

(2) 本件対象文書2（原処分2で特定された文書）

文書2

文書3

文書4

文書5

文書6

文書7

文書8

文書9

文書10

文書11

文書12

文書13

文書14

文書15

文書16

文書17

文書18

文書19

文書20

文書21

別表（原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	本件対象文書 1	特定の団体とのやりとり及び右に関する政府の対応についての内部検討に関する情報であり、公にすることにより、当該団体の正当な利益を害するおそれ及び他国との信頼関係を損なうおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 2 号、 3 号